

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年六月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年一月二十三日奈良県指令建第一〇二―一三〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年六月十七日建第九四三七号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市東菜畑一丁目二五二番一、二五三番一、二五五番、二五六番及び二五八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市東菜畑一丁目一八六番地

谷中重紀

一 許可番号

令和元年五月十七日奈良県指令建第一〇二―二二七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年六月十七日建第九四三八号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市横田町一七六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市横田町一七六番地の二

合同会社SRシステム 代表社員 小林晃